

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正の主な改正点について（案）

1. 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針**前文**

- 実質的な内容の変更なし。

第 1 基本方針

- 実質的な内容の変更なし。

第 2 - 1 平時からの取組

- 飼養衛生管理基準を遵守するよう指導等を行う場合には、飼養衛生管理等支援システム等を活用するよう追記する。
- 都道府県は、家きんの所有者に対して、疾病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金が減額される旨周知するよう追記する。

第 2 - 2 発生の際の体制の構築・強化

- 焼却施設等の利用について、法 21 条に基づく都道府県知事から市町村への協力規定を追記する。

第 3 浸潤状況を確認するための調査

- 定点モニタリングについては、ウイルスの浸潤状況を早期に把握するため、環境試料を検査するよう変更。強化モニタリングについては、特定症状が出にくい水きん類を優先的に検査するよう変更する。
併せて、検査の実施数を削減するよう変更する。

第 4 異常家きんの発見及び検査の実施

- 鳥インフルエンザに係る特定症状について、防疫指針と特定症状告示の規定内容を統一するため、告示の規定内容を追記する。
- 農場等での簡易検査陽性後に、家畜保健衛生所で実施する検査から、血清抗体検査を削除する。
- 定点モニタリングで遺伝子検出検査陽性となった場合、陽性が確認された地点から 3 km 以内の区域にある家きん飼養農場に対して、電話等で異状の有無の確認するよう追記する。

- 野鳥等で鳥インフルエンザの感染が確認された場合の対応について、確認地点から3km以内の区域にある家きん飼養農場への立入検査は不要とし、電話や飼養衛生管理等支援システム等を活用して、異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するよう追記する。

第5 病性等の判定

- 実質的な内容の変更なし。

第6 病性等判定時の措置

- 家きんが患畜又は疑似患畜であると判定された場合、都道府県は当該家きんの所有者に対して、当該家きんに起因する本病のまん延を防止することについては、当該家きんの所有者が第一義的責任を有していることを説明する旨追記する。

第7 発生農場等における防疫措置

- 家畜防疫員は家きんの所有者に対して、患畜又は疑似患畜のと殺、当該死体の焼却又は埋却を指示し、当該家きんの所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合においては、家畜防疫員が代わって防疫措置を実施する旨追記する。
- 焼埋却が困難な場合でなくても、死体等の化製処理を行うことができるよう変更する。
- 死体を化製処理する場合は、動物衛生課と協議するよう追記する。
- 患畜の死体等の焼却時等に焼却施設時において実施すべき消毒の強化を追記する。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 非商用農場での発生により、移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて発生農場周辺の通行制限又は遮断を行うよう追記する。

第9 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定

- 非商用農場の定義を明記するとともに、非商用農場で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を設定しないことができる旨を追記する。
- 本病の発生の監視を強化する監視強化区域を新設するとともに、各制限区域解除要件を見直す。

- 移動制限区域内の家きんを、搬出制限区域の食鳥処理場移動させることができるよう変更する。

- 制限区域外から移動制限区域内の焼却施設等へ、死体に加えて、家きんの排せつ物等、敷料又は飼料等を移動することができるよう追記する。

第 10 家きん集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

- 内容の変更なし。

第 11 消毒ポイントの設置（法第 28 条の 2）

- 非商用農場での本病発生により、移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて消毒ポイントを設置できる旨を追記する。

第 12 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 疫学関連家きん判明後の検査について、簡易検査を追記する。

- 低病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんの定義を見直す。

- 搬出制限区域解除検査及び監視強化区域解除検査を新設する。

第 13 緊急ワクチン（法第 31 条第 1 項）

- 内容の変更なし。

第 14 家きんの再導入

- モニター家きん導入前検査を臨床検査及び簡易検査に変更する。

- 発生農場において家きんを再導入した後、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、当該基準が遵守されていない場合は改善が認められるまで指導を行う旨を追記する。

第 15 農場監視プログラム

- 実質的な変更なし。

第 16 発生の原因究明

- 実質的な変更なし。

第 17 その他

- 内容の変更なし。

2. 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文～第1

- 実質的な内容の変更なし。

第2-1 平時からの取組

- 都道府県は豚等の所有者に対して、疾病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金が減額される旨周知するよう追記する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

- 焼却施設等の利用について、法21条に基づく都道府県知事から市町村への協力規定を追記する。

第3-1～第5

- 実質的な内容の変更なし。

第6 病性等判定時の措置

- 豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、都道府県は当該豚等の所有者に対して、当該豚等に起因する豚熱のまん延を防止することについては、当該豚等の所有者が第一義的責任を有していることを説明する旨追記する。

第7 発生農場等における防疫措置

- 家畜防疫員は豚等の所有者に対して、患畜又は疑似患畜のと殺、当該死体の焼却又は埋却を指示し、当該豚等の所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合においては、家畜防疫員が代わって防疫措置を実施する旨追記する。
- 患畜の死体等の焼却時等に焼却施設時において実施すべき消毒の強化を追記する。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限区域外から区域内へ、豚等の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第 10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

- 移動制限区域内において、と畜場における食肉加工業は制限を受けない旨明記する。

第 11～第 13

- 内容の変更なし。

第 14 家畜の再導入

- 発生農場において豚等を再導入した後、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、当該基準が遵守されていない場合は改善が認められるまで指導を行う旨を追記する。

第 15～第 20

- 内容の変更なし。

第 21 家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

- 移動制限区域内において、と畜場における食肉加工業は制限を受けない旨明記する。

第 22～第 23

- 内容の変更なし。

第 24 経口ワクチンの散布

- 経口ワクチンの散布に当たっては、市町村、猟友会、畜産関係団体等から構成される協議会を設置する旨明記する。

第 25 その他

- 内容の変更なし。

3. 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文～第1

- 内容の変更なし。

第2 平時からの取組

- 都道府県は家畜の所有者に対して、疾病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金が減額される旨周知するよう追記する。

第3 発生に備えた体制の構築・強化

- 焼却施設等の利用について、法21条に基づく都道府県知事から市町村への協力規定を追記する。

第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

- 都道府県による臨床検査において、抗原検出キット使用時に動物衛生課と協議する旨を追記する。
- 特定症状の定義に、動物用生物学的製剤等を用いた検査の結果、陽性となった場合を追記する。

第5 病性等の判定

- 実質的な内容の変更なし。

第6 病性等判定時の措置

- 家畜が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、都道府県は当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因する口蹄疫のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者が第一義的責任を有していることを説明する旨追記する。

第7 発生農場等における防疫措置

- 家畜防疫員は家畜の所有者に対して、患畜又は疑似患畜のと殺、当該死体の焼却又は埋却を指示し、当該家畜の所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合においては、家畜防疫員が代わって防疫措置を実施する旨追記する。
- 患畜の死体等の焼却時等に焼却施設時において実施すべき消毒の強化を追記する。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限区域外から区域内へ、家畜の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第10 家畜の集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

- 留意事項に記載のある移動制限区域内のと畜場の再開のための要件を、本体に記載する。

第11～第13

- 実質的な内容の変更なし。

第14 予防的殺処分（第17条の2）

- 予防的殺処分を実施した際の死体の処理方法を追記する。

第15 家畜の再導入

- 発生農場において家畜を再導入した後、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、当該基準が遵守されていない場合は改善が認められるまで指導を行う旨を追記する。

第16～20

- 実質的な内容の変更なし。

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限区域外から区域内へ、家畜の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第22～25

- 実質的な内容の変更なし。

4. アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文～第1

- 内容の変更なし。

第2-1 平時からの取組

- 都道府県は豚等の所有者に対して、疾病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金が減額される旨周知するよう追記する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

- 焼却施設等の利用について、法21条に基づく都道府県知事から市町村への協力規定を追記する。

第3～第5

- 実質的な内容の変更なし。

第6 病性等判定時の措置

- 豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、都道府県は当該豚等の所有者に対して、当該豚等に起因するアフリカ豚熱のまん延を防止することについては、当該豚等の所有者が第一義的責任を有していることを説明する旨追記する。

第7 発生農場等における防疫措置

- 家畜防疫員は豚等の所有者に対して、患畜又は疑似患畜のと殺、当該死体の焼却又は埋却を指示し、当該豚等の所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合においては、家畜防疫員が代わって防疫措置を実施する旨追記する。
- 患畜の死体等の焼却時等に焼却施設時において実施すべき消毒の強化を追記する。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限区域外から区域内へ、豚等の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第 10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

- 移動制限区域内において、と畜場における食肉加工業は制限を受けない旨明記する。

第 11～第 12

- 内容の変更なし。

第 13 予防的殺処分（法第 17 条の 2）

- 予防的殺処分を実施した際の死体の処理方法を追記する。

第 14 ワクチン

- 内容の変更なし。

第 15 家畜の再導入

- 発生農場において豚等を再導入した後、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、当該基準が遵守されていない場合は改善が認められるまで指導を行う旨を追記する。

第 16～第 20

- 内容の変更なし。

第 21 移動制限区域の設定（法第 32 条）

- 野生いのししでアフリカ豚熱が発生した場合に設定される移動制限区域内で採取された精液等について、「病性判定日から遡って 15 日目の日」か「病性判定がなされた野生いのししの発見日」のうち、いずれか長いものより前に採取されたものに限り、移動制限区域から移動させることができるものとする。

第 22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

- 移動制限区域内において、と畜場における食肉加工業は制限を受けない旨明記する。

第 23～第 25

- 内容の変更なし。

5. 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文～第3

- 実質的な内容の変更なし。

第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

- 特定症状の定義に、動物用生物学的製剤等を用いた検査の結果、陽性となった場合を追記する。

第5～8

- 実質的な内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限区域外から区域内へ、家畜の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第10～25

- 実質的な内容の変更なし。

6. 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文～第3

- 実質的な内容の変更なし。

第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

- 特定症状の定義に、動物用生物学的製剤等を用いた検査の結果、陽性となった場合を追記する。

第5～8

- 実質的な内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限区域外から区域内へ、家畜の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第10～17

- 実質的な内容の変更なし。